

平成二年政令第五十九号

平成二年度以後における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定に関する政令  
内閣は、私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百八号）第七十二条の二第二項、第八十七条の四及び第九十三条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

（年金の額の改定）

第一条 平成二年四月分以後の月分（平成六年九月分までの月分に限る。次条において同じ。）の私立学校教職員共済組合法（以下「法」という。）による年金である給付については、法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法の次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えて同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

Table with 2 columns: Item description (e.g., 第七十七条第...), and Amount (e.g., 六万四千円).

Table with 2 columns: Item description (e.g., 第八十二条第...), and Amount (e.g., 二百二十五万五千七百円).

Table with 2 columns: Item description (e.g., 第九十条), and Amount (e.g., 四十九万五千五百円).

Table with 2 columns: Item description (e.g., 前条), and Amount (e.g., 二百四十九万二千七百円).

